

1. 2015年度 財団指定研究開発テーマ

『新しい価値を提供する治療のための医療機器の研究開発』

本助成では、医療機器テクノロジー領域において、医療現場における新しい価値を提供する治療のための医療機器の実現を目指した研究開発を支援します。なお、医療機器には保健・衛生・介護の分野も含まれます。

【医療機器テクノロジーとは】

医療機器、医療材料、ICT、ソフトウェア、システム等や医薬品、再生医療との組み合わせなどを含めたテクノロジーの定義です。

【医療現場における新しい価値とは】

例えば、「今までできなかった治療ができる」、「治療成績が向上する」、「副作用が軽減する」、「より早期に治療する」、「より早期に退院できる」、「患者の痛みや身体的な負担が軽減される」、「患者や病院にとって経済的にプラスになる」、「治療時間が短くなる」、「治療操作や扱いなどが簡便化し使い勝手が良くなる」、「医療の安全性が向上する」、「在宅で使いやすくなる」、「病院と在宅をより簡便につなげることができる」など、既存テクノロジーや手技と比較し、ある程度明確かつ具体的な価値のことを言います。テクノロジー自身は手段となり、最終目的は医療現場でのメリットをもたらすこと、新しい価値を生み、提供することです。

【医療機器の実現とは】

「医療機器の実現」とは、形をつくり臨床利用するだけの実用化ではなく、その医療機器テクノロジーを継続して医療現場に提供できること(事業性のあること)をいいます。

そのために必要な事項とは、

- ・医療現場に提供する新しい価値
- ・経済性(価格、コスト)
- ・認可
- ・知財
- ・生産
- ・マーケティング(競合、流通)

などを開発段階から検討しておくことが不可欠です。

継続して医療現場に提供できるようにするには、前項で述べた「新しい価値」に加えて、経済性、認可、知財、競合の4点については、特に開発段階からある程度、事業化の視点を持った具体的な検討が求められます。詳細は「応募申請書の記載項目について」を参照ください。

2. 申請者/応募の要件

- ・ 国公立大学及びその附属病院・研究施設、国公立病院・研究機関に所属する研究者
- ・ 複数施設の共同研究開発も可(民間企業との共同研究開発を対象としません。但し、本助成期間終了後に、新たに開始することはさし支えありません。)
- ・ 製造承認、販売承認など許認可用試験および販売促進用試験は助成の対象としません。
- ・ 研究は国内で行われるものに限り、
※申請は、別項の一般研究開発助成I、IIを含めて1件とします。

3. 採択件数、助成金額及び助成期間

- (1) 1件採択します。
- (2) 助成金額は、1年につき1000万円、原則として3年間(2015年12月から2018年11月まで)を予定します。
- (3) 2年目以降については、それまでの期間の研究報告により、継続審査を行います。

4. 推薦者

- (1) 大学の大学院研究科長・学部長。研究科長・学部長を置かない大学では学長
- (2) 大学附属の病院・研究施設、国公立の病院・研究機関ではその長
- (3) 大学の研究科長・学部長、病院長・研究施設の長が申請する場合は学長
- (4) 当財団の理事・評議員・学術委員

※ 推薦者に該当する役職を兼務する場合には、役職ごとに推薦が可能です。たとえば研究科長、学部長および研究施設長を兼務する場合、それぞれ個別に推薦が可能です。

※ 当財団の理事・評議員・学術委員を除き、推薦者は申請者の上長です。

5. 推薦件数

1推薦者から1件に限ります。なお、別項の一般研究開発助成I、IIを含めて1件とします。

6. 申請方法

- (1) 以下の助成申請web登録ボタンをクリックし、マイページ登録後、申請の流れに従って、助成申請web登録を実施してください。**なお、web登録画面には4月1日～6月30日の期間にアクセスが可能です。**以下の「応募申請書の記載項目について」を参照願います。
- (2) 「推薦者」については、所定の事項を入力後に捺印用PDFファイルをダウンロードし、印刷後、推薦者の捺印を得て、PDFファイルを作成し、アップロードしてください。詳しくは、Web登録画面内の説明をご参照ください。

→ 助成申請web登録

4月1日～6月30日

● [応募申請書の記載項目について - 145KB](#) 

7. 申請期間

2015年4月1日～6月30日までとします。

8. 選考方法

2015年10月下旬開催予定の選考委員会において選考し、理事長が決定します。申請書の評価は、学術的評価(研究テーマの獨創性、新規性、重要性、必要性等々)と医療機器の実現性(医療現場に提供する新しい価値、市場性、経済性等)の評価により行います。

9. 採否の通知

2015年11月下旬頃までに電子メールにて申請者宛に通知します。

10. 助成金の贈呈

2015年12月中旬から指定された金融機関宛に振り込み、贈呈します。

11. 助成金の使途

助成金は申請書の記載の通りに使用することを原則とします。

12. 贈呈式への参加

2016年3月中旬頃開催予定の贈呈式へ出席いただき、今後の進め方等を報告いただきます。

13. 研究開発成果の報告

3年間の助成期間終了後4ヶ月以内に所定の様式により、研究開発成果報告及び助成期間中の会計報告をしていただきます(中間報告については3項を参照)。また2019年8月以降に成果報告会を開催していただきます。なお、研究開発成果報告はweb報告システムによる実施を予定しています。

14. 申請上の注意事項

- (1) 研究開発実施にあたり、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮をしてください。
- (2) 申請者が所属する組織の間接経費、一般管理費(いわゆるオーバーヘッド)は助成の対象とはなりません。
- (3) 申請書を申請者の略歴から論文まで9ページ以内にまとめてください。これを超えると申請書の受理を原則としていたしませんのでご注意願います。

お問い合わせ

(公財)テルモ生命科学芸術財団 事務局

〒259-0151 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1500番地

TEL:0465-81-4236 FAX:0465-81-4237

e-mail:zaidan@terumo.co.jp